判決 平成14年11月15日 神戸地方裁判所 平成14年(わ)第652号 傷害被告事件

> 主 文 被告人を懲役6月に処する。 未決勾留日数中70日をその刑に算入する。 理 中

(罪となるべき事実)

被告人は、平成14年5月30日午後2時28分ころ、神戸市 a 区 b c 丁目 d 番地所在の神戸市立 A 中学校南門内側敷地内において、原動機付自転車を運転中、同校教諭B(当時38歳)が前に立ちはだかって被告人らを同校内から出て行かせないようにしているのを認めるや、かねてから反感を抱いていた同人に対し、「B、B」とその名字を連呼しながら、その身体に向けて原動機付自転車を走行させ、同車前部を同人の左足に衝突させる暴行を加え、よって、同人に全治約7日間を要する左膝挫傷の傷害を負わせたものである。

(証拠の標目)

(省略)

(事実認定の補足説明等)

1 弁護人は、①被告人が原動機付自転車(以下「原付」という。)を被害者に衝突させた事実はなく、衝突させようという故意もなかったし、②また、仮に、原付を被害者に衝突させたことがあったとしても、被害者の負った傷害の程度は軽微であって、傷害罪における傷害には該当しないから、いずれにしても傷害罪は成立せず、暴行罪が成立するにとどまる旨主張するので、当裁判所が前示のとおり認定した理由について、以下補足して説明する。
2 ①の点について

(1) まず、前掲各証拠によれば、本件は、被告人が外3名とともに原付2台に分乗して判示の中学校内に乱入して走行したことから、同校教諭である被害者が、被告人らを捕まえて注意しようと思い、同校南門内側敷地内において、被告人運転の原付の前に立ちはだかった際に発生した事案であることが明らかである。

(2) そして、証人Bの当公判廷における供述(以下「B証言」という。)は、「被告人が、『B、B、B』と私の名字を威嚇するように連呼しながら、原付を改善しないし15キロメートルで運転して、自分の方にまつすぐに走行してきて、私は、両手を前方に差し出し、両膝を曲げ、左膝を前に出した半身の体勢手で、私は、両手を前方に差し出し、両膝を曲げ、左膝を前に出した半身の体勢手では身構え、向かってきた原付のヘッドライトの両側付近を両手で握り、原付を手で受け止めるような形になったが、すぐに止めることはできず、原付が膝に当たった。私は、被告人に対し、『痛いやないか。当たったで。』などと言った。後、被告人が、『帰りたいんや。通してくれ。』と言ったので、私が、『バイン等でとって、このままでは帰れない。』というようなことを言った。原付のフェンダウエアのズボンのすねの部分に影がついていたので、原付の車輪がそこに当たったのだと思う。」などというのである。

B証言は、被告人が原付で向かってきた際の様子やその時に取った行動、衝突時の状況、衝突後のやりとり等について、具体的かつ詳細に述べている上、その供述内容は合理的であって、そこに特に不自然なところはないこと、B証言のが衝とな体勢を取ったときには、傷害が生じた膝に被告人の原付のフェンダーとが当れるところに原付の車輪が当たっとの表すであるといい得ること、証人Cの当公判廷における供述は、「被告人が必ずであるといい得ること、証人Cの当公判廷における供述は、「被告人が必ずであるといい得ること、証人Cの当公判廷における供述は、「被告人が必要にもいる。」などと言ったところ、被告人は、途中から急に敬語を使ってよりないぞ。』などと言っていた。」旨いうのであって、B証言が原付を衝突させたことを前提とするものであることなどを考え併せるが被害者に原付を衝突させたことを前提とする。

(3) これに対し、被告人は、「原付を走行させていけば被害者がよけるだろうと思い、『B、B、B』と連呼しながら、原付を時速約5キロメートルで走行させて被害者に向かっていったが、被害者がよける気配がなかったので、被害者に衝突する手前で停止した。」などというのである。

しかしながら、被告人は、被害者の手前どのくらいのところで原付を停止さ

(4) してみると、B証言のいうとおり、被告人が原付を走行させて被害者に衝突した事実は間違いがないと認めるのが相当であるし、また、被告人は、被害者に向けて原付を時速10ないし15キロメートルで走行させ接近していったのであるから、それ自体暴行の故意に基づくものというべきことが明らかであるのに加え、被告人は、被害者が原付をよけるだろうと思っていたというのであるから、被害者に原付を衝突させようという確定的な故意まではなかったとしても、被害者がよけなかったりよけそこなったりしたときには衝突するかもしれないことを認識しながら、あえて被害者に向けて原付を走行させたのであるから、原付を被害者に衝突させる未必的な故意はあったものと認めるのが相当である。

②の点について なるほど、被害者が本件で負った傷害の程度は軽微なものであったけれども、 刑法204条の傷害罪における「傷害」とは、「他人の生活機能に障害を与えることであって、あまねく健康状態を不良に変更した場合を含むもの」と解すべきところ、B証言によれば、伸ばすと少しひざの関節が痛いようであり、ちょっと擦り傷があって、医師から湿布薬と痛み止めを処方されて、それを使用・服用していたことが認められるとともに、医師D作成の診断書(甲2)によれば、全治7日間を要する左膝挫傷と診断されていることが認められるのであるから、これが傷害罪にいう傷害に該当することは明らかである。

被告人の判示所為は刑法204条に該当するところ、所定刑中懲役刑を選択し、その所定刑期の範囲内で、被告人を懲役6月に処し、同法21条を適用して未決勾留日数中70日をその刑に算入し、訴訟費用については、刑事訴訟法181条1項ただし書を適用して被告人に負担させないこととする。 (量刑の事情)

犯行をそれなりには反省していること、被告人は、20歳になったばかりの若年で

あり、また年若くして両親を亡くしているなど、その生育環境には同情の余地があること、被告人が本件で約5か月半の間身柄拘束を受けていること、本件で服役することになると、執行猶予中の前記の刑も併せて服役することになるであろうこと などの、被告人のために酌むべき事情を考慮しても、本件は罰金刑でもって処断す べき情状の事案ではなく、主文の実刑はやむを得ないところである。 (検察官の科刑意見・懲役1年)

よって、主文のとおり判決する。 平成14年11月15日 神戸地方裁判所第12刑事係甲

裁判官 畄 安 廣 森